

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 宮城県 】
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>構成員：【 県 】教育庁、多文化共生担当部局 【市 町 村】教育委員会、多文化共生担当部局 【学 校】日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小・中・高等学校管理職、日本語指導担当教員 【関係団体等】大学教授、公益財団法人宮城県国際化協会、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会</p>
<p>2. 具体の取組内容</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 【外国人児童生徒受入対応事業連絡会議】※年2回 目 的：本県における外国人児童生徒等受入対応拡大事業について、広く関係者の意見を聴取しながら、事業の取組方針や事業内容、進捗状況の確認、情報交換等を行う。 構 成 員：上記1のとおり 内 容：【8月】事業説明、委託業務内容確認、情報交換 【10月】事業の取組報告、情報交換、次年度に向けての協議</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築 【アドバイザーの派遣】 目 的：小・中学校では「特別の教育課程」による指導、高等学校では日本語クラスの実施等による日本語指導体制が構築できるよう、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、委託先である宮城県国際化協会からアドバイザーを派遣する。 内 容：「特別の教育課程」の編成・実施等に関すること、異文化への理解促進等に関すること 派遣回数：1校あたり1～3回 【日本語指導に関する研修会の開催】 目 的：研修会を年に2回開催し、外国人児童生徒等に対する日本語指導についての理解を深める。また、日本語指導担当教員の日本語指導・教科指導力の向上や、日本語指導担当教員同士の情報共有を図る。 内 容：大学教授の講話、参加者の情報交換</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 【日本語指導に関する研修会の実施】</p>

目的：日本語指導に関わる教員等の意識向上と指導力向上を図る。

内容：「特別の教育課程」の編成・実施を含めた日本語指導についての講演

【アドバイザー派遣】

目的：「特別の教育課程」の編成・実施に係る各校の知識・理解を深める。

内容：アドバイザーを各校に派遣し、「特別の教育課程」の編成・実施に係る指導助言を行う。

【サポーター派遣】

下記（10）に同じ。

(4) 成果の普及

目的：各市町村教育委員会や各学校に事業内容の周知を図り、本事業の活用を進める。

内容：連絡会議や各種研修会での取組事例の紹介、県から各市町村教育委員会への通知による本事業に関する情報発信

(7) ICTを活用した教育・支援

【オンラインによる家庭学習支援】

目的：外国人児童生徒等が学校外で日本語を学ぶ機会を確保する。

内容：外国人児童生徒等の要望に応じて、学校の課題や各教科等の学習に家庭で取り組む際のオンライン支援及び日本語指導を行う。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

目的：サポーター派遣により、個別の指導計画に基づいた支援の実施を実現させる。

内容：担当教員と連携した指導体制の充実、保護者との通訳等の支援を含む学校生活面での支援

派遣回数：外国人児童生徒等1人あたり計80時間（特に必要とされた場合は計120時間）

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・ 関係者が外国人児童生徒等の現状と課題を把握するとともに、他の取組事例を共有することで、外国人児童生徒等の教育体制の充実に向けた検討が進んだ。
- ・ 関係者が情報共有することにより、横のつながりを構築することができた。
- ・ 県立高等学校代表として全日制・定時制それぞれから一名ずつ出席者を選定したが、外国人児童生徒への対応に必ずしも苦慮している学校ではない場合があった。次年度は、出席者を出す学校の選定に配慮し、より有意義な連絡会議となるよう工夫する。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・ 専門家からの助言を受けながら日本語指導を行うことにより、各学校における日本語指導体制の充実を図ることができた。
- ・ 外国人児童生徒等受入経験の少ない学校等において、円滑な受入体制の構築を図ることができた。
- ・ 研修の実施を通して、日本語指導に関する理解を深めることができた。
- ・ 研修の実施を通して、日本語指導担当教員同士の横のつながりを構築することができた。
- ・ 学校によりアドバイザーの助言が具体の支援に結び付かない場合もあった。できる限りアドバイザーと実務者が直接関わることのできる場を設ける。

- ・ 次年度は研修会を「日本語指導に関する研修会」から「外国人児童生徒等の支援に係る研修会」に改称し、外国人児童生徒の受入に関して広い内容で研修できる場とする。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・ 連絡会議での協議や研修での「特別の教育課程」の講義等を通じて、校内指導体制の役割の明確化が図られた。
- ・ 必要に応じてアドバイザーの助言が得られるため、児童生徒個々の実態を見極めながら、より適切な指導につなげることができた。
- ・ 教員が「特別の教育課程」の編成・実施についての理解を深めることで、取り出し授業等の充実が図られた。
- ・ 学校によりアドバイザーの助言が具体の支援に結び付かない場合もあった。できる限りアドバイザーと実務者が直接関わることでできる場を設ける。
- ・ 次年度は研修会を「日本語指導に関する研修会」から「外国人児童生徒等の支援に係る研修会」に改称し、外国人児童生徒の受入に関して広い内容で研修できる場とする。

(4)成果の普及

- ・ 各市町村教育委員会や各学校に本事業についての周知を図ったことで、アドバイザー派遣やサポーター派遣等、事業の活用が進んだ。
- ・ 県や宮城県国際化協会等で実施している外国人児童生徒等への対応について情報発信することで、学校関係者に限らず広く県民の外国人児童生徒等に関する理解を深めることを図る

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・ ICTを活用することで、本県の課題である外国人児童生徒等の点在化・多国籍化に対応した支援に取り組むことができた。
- ・ オンラインでの学習支援により、外国人児童生徒の日本語習熟度が向上するとともに、宿題等自主学習の際も支援を受けられるようにすることで、各教科の習熟度も図られた。
- ・ オンライン支援を希望する児童生徒と支援可能なサポーターの時間調整を更に工夫していく。
- ・ コロナ禍においても持続可能な支援モデルの構築を更に図っていく。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・ 母語が分かるサポーター等の支援により指導体制の充実が図られ、外国人児童生徒等がこれまで以上に「授業が分かる」と感じられるようになった。
- ・ 特に、日本語指導等の支援員を独自に発掘することが難しい小規模の市町村において、支援の充実が図られた。
- ・ 学校への現地派遣の他オンラインも活用することにより、コロナ禍においても持続可能な支援モデルの構築が図られた。
- ・ 外国人児童生徒等の日本語指導に関してサポーターに頼り切りにならないように、校内体制を整え、各校の指導力や支援する力を付けていく必要がある。
- ・ 外国人児童生徒等の日本語指導に直接関わる教員のみではなく、全職員が外国人児童生徒等の支援に係る理解や知識を深めるため、校内研修や体制を整えていくよう連絡会議や研修会等で働き掛ける。

本事業で対応した幼児・児童 生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	0人 (0園)	27人 (12校)	16人 (11校)	0人 (0校)	12人 (5校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		26人 (12校)	16人 (11校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
4. その他(今後の取組予定等)							